

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方環境事務所	No. 1、2、3、 4、5
---------------	-------------------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																																											
事務・権限名	個別リサイクル法に基づく、報告徴収・立入検査等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法 ・容器包装リサイクル法 ・食品リサイクル法 ・自動車リサイクル法 ・小型家電リサイクル法 																																										
事務・権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○家電リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者又は製造業者等に対する、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関する報告徴収。（第 52 条） ・小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。（第 53 条） ○容器包装リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ・特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対する、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関する報告徴収。（第 39 条） ・特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。（第 40 条） ○食品リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者、登録再生利用事業者、認定事業者に対する報告徴収、又はその事務所、工場、事業場若しくは倉庫への立入検査。（第 24 条第 1 項から第 3 項） ○自動車リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況に関する報告徴収。（第 130 条第 3 項） ・自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。（第 131 条第 2 項） ○小型家電リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ・認定事業者等に対する、使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関する報告徴収。（第 16 条） ・認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。（第 17 条） 																																										
予算の状況 （単位：百万円）	地方環境事務所一般行政に必要な経費 70 百万円の内数 （北海道地方環境事務所 25 百万円、東北地方環境事務所 6.5 百万円、関東地方環境事務所 6.5 百万円、中部地方環境事務所 12.5 百万円、近畿地方環境事務所 6.5 百万円、中国四国地方環境事務所 6.5 百万円、九州地方環境事務所 6.5 百万円）																																										
関係職員数	廃棄物・リサイクル対策課又は環境対策課の当該事務担当官（ただし、職務の一部として実施）定員 11 名（北海道地方環境事務所 4 人、東北地方環境事務所 1 人、関東地方環境事務所 1 人、中部地方環境事務所 2 人、近畿地方環境事務所 1 人、中国四国地方環境事務所 1 人、九州地方環境事務所 1 人）の内数																																										
事務量（アウトプット）	○立入検査件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>495</td> <td>530</td> <td>579</td> <td>426</td> <td>430</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>33</td> <td>37</td> <td>39</td> <td>27</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>57</td> <td>69</td> <td>71</td> <td>38</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>117</td> <td>108</td> <td>127</td> <td>57</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>73</td> <td>68</td> <td>83</td> <td>75</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>90</td> <td>95</td> <td>97</td> <td>106</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table>		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	全国	495	530	579	426	430	北海道	33	37	39	27	31	東北	57	69	71	38	42	関東	117	108	127	57	40	中部	73	68	83	75	69	近畿	90	95	97	106	101
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																						
全国	495	530	579	426	430																																						
北海道	33	37	39	27	31																																						
東北	57	69	71	38	42																																						
関東	117	108	127	57	40																																						
中部	73	68	83	75	69																																						
近畿	90	95	97	106	101																																						

	中国四国	74	78	91	56	74
	九州	51	75	71	67	73
地方側の意見	—					
その他各方面の意見	<p>○家電リサイクル法</p> <p>「小売業者が消費者から引き取った廃家電が、メーカー以外の者に、リユース品としてではなく引き渡されるといった引渡義務違反事例が続発している。その防止のためには、立入検査や報告徴収などを通じた行政による取締りを引き続き行う必要がある。」（「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」中環審・産構審合同会合、平成20年2月）</p>					
平成21年工程表における見直しの内容	一つの都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	平成25年4月、小型家電リサイクル法が施行。					
その他既往の政府方針等						
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。</p> <p>また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県（※）にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。</p> <p>※小型家電リサイクル法においては、再商品化事業計画の認定の基準の一つとして事業者等が収集を行う区域が原則3都府県以上となることを定めており、例外として、北海道又は沖縄県については単一道県での事業計画認定をしようとしている。従って、小型家電リサイクル法において、「事業所が一の都道府県にある場合」が想定されるのは、北海道又は沖縄県のみである。</p>					
備考	<p>（一つの都道府県を超える場合） C</p> <p>（一つの都道府県を超えない場合） A-a</p> <p>共管省庁（経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。</p>					

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方環境事務所	No. 6																																																								
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																											
事務・権限名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査																																																										
事務・権限の概要	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第18条に基づく技術適合命令を行うため、同法第29条に基づき、当該命令の対象となる特定特殊自動車の使用者に対して、特定特殊自動車の使用状況その他の必要事項に関する報告、特定特殊自動車の所在すると認められる場所への立入、特定特殊自動車等の検査等（以下「報告徴収・立入検査」という。）ができることとなっている。</p> <p>なお、この報告徴収・立入検査に関する規定については、条文上、法第13条に規定する届出事業者に対する改善命令、法第14条に規定する表示の禁止の措置を講じるため、法第6条第1項の規定による特定原動機の型式指定を受けた者、届出事業者、法第12条第3項の規定による少数生産車の承認を受けた者に対する報告徴収・立入検査に関する規定と一体として規定されている。</p>																																																										
予算の状況 （単位：百万円）	地方環境事務所一般会計人件費（関係職員に係るもの）45.5百万円の内数 （北海道地方環境事務所 6.5百万円、東北地方環境事務所 6.5百万円、関東地方環境事務所 6.5百万円、中部地方環境事務所 6.5百万円、近畿地方環境事務所 6.5百万円、中国四国地方環境事務所 6.5百万円、九州地方環境事務所 6.5百万円）																																																										
関係職員数	環境対策課の当該事務担当官（ただし、職務の一部として実施）定員7名（北海道地方環境事務所1人、東北地方環境事務所1人、関東地方環境事務所1人、中部地方環境事務所1人、近畿地方環境事務所1人、中国四国地方環境事務所1人、九州地方環境事務所1人）の内数																																																										
事務量（アウトプット）	○報告徴収・立入検査件数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国四国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	全国					1	北海道						東北						関東						中部						近畿						中国四国						九州					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																						
全国					1																																																						
北海道																																																											
東北																																																											
関東																																																											
中部																																																											
近畿																																																											
中国四国																																																											
九州																																																											
地方側の意見	—																																																										
その他各方面の意見	—																																																										
平成21年工程表における見直しの内容	法施行の状況を踏まえつつ、特定特殊自動車の使用者に対する権限を都道府県に付与することとし、平成23年度中を目途にその詳細を検討し、結論を得る。																																																										
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—																																																										

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A-a （製造業者の規制のために必要な使用者への立入等は除く。）</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する権限については、地方環境事務所の事務から外し、地方公共団体に移管する。</p> <p>本省の事務である製造業者等への規制（法第13条の改善命令等）のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において行うものとする。</p>
<p>備考</p>	<p>管内の一部の行政区域のみに移管した場合、残る区域の対応のため引き続き環境事務所においても体制が必要となるため、全国一律・一斉の事業移管が必要。</p> <p>また、移管に当たっては、検査体制の構築（測定機器の整備、検査技術の習得、予算の確保等）が前提となる。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方環境事務所		No. 7																																																										
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																												
事務・権限名	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督																																																											
事務・権限の概要	<p>土壌汚染の調査は、試料の採取地点の選定、試料採取方法等により結果が大きく左右されるため、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査を行う者は、一定の技術的能力を有すると認められる者として土壌汚染対策法（以下「法」という。）第3条第1項の環境大臣が指定した者（指定調査機関）のみに限るとともに、この指定調査機関が行う調査業務の適性を確保するために、環境大臣は、法第39条による適合命令、法第42条による指定の取消し、法第54条第5項による報告徴収・立入検査等必要な監督や現況把握を実施している。</p> <p>現行では、指定調査機関が二以上の地方環境事務所の管轄区域に土壌汚染状況調査等を行う事務所を置く場合には本省で、事業所が一つの管轄区域のみにある場合には地方環境事務所、それぞれ指定及び監督に係る事務を実施している。</p>																																																											
予算の状況 （単位：百万円）	<p>地方環境事務所一般会計人件費（関係職員に係るもの）45.5百万円の内数 （北海道地方環境事務所 6.5百万円、東北地方環境事務所 6.5百万円、関東地方環境事務所 6.5百万円、中部地方環境事務所 6.5百万円、近畿地方環境事務所 6.5百万円、中国四国地方環境事務所 6.5百万円、九州地方環境事務所 6.5百万円）</p>																																																											
関係職員数	<p>環境対策課の当該事務担当官（ただし、職務の一部として実施）定員7名の内数 （北海道地方環境事務所1人、東北地方環境事務所1人、関東地方環境事務所1人、中部地方環境事務所1人、近畿地方環境事務所1人、中国四国地方環境事務所1人、九州地方環境事務所1人）</p>																																																											
事務量（アウトプット）	<p>○事務件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>1,446</td> <td>1,467</td> <td>1,471</td> <td>1,376</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>111</td> <td>112</td> <td>119</td> <td>102</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>545</td> <td>540</td> <td>543</td> <td>534</td> <td>477</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>195</td> <td>209</td> <td>205</td> <td>193</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>214</td> <td>227</td> <td>220</td> <td>205</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>中国四国</td> <td>154</td> <td>150</td> <td>152</td> <td>133</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>159</td> <td>161</td> <td>164</td> <td>141</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table>							20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	全国	1,446	1,467	1,471	1,376	1,260	北海道	68	68	68	68	68	東北	111	112	119	102	93	関東	545	540	543	534	477	中部	195	209	205	193	178	近畿	214	227	220	205	187	中国四国	154	150	152	133	127	九州	159	161	164	141	130
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																							
全国	1,446	1,467	1,471	1,376	1,260																																																							
北海道	68	68	68	68	68																																																							
東北	111	112	119	102	93																																																							
関東	545	540	543	534	477																																																							
中部	195	209	205	193	178																																																							
近畿	214	227	220	205	187																																																							
中国四国	154	150	152	133	127																																																							
九州	159	161	164	141	130																																																							
地方側の意見	—																																																											
その他各方面の意見	—																																																											
平成21年工程表における見直しの内容	—の都道府県内で調査を行う指定調査機関に係るものは、都道府県に移譲する。																																																											
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—																																																											
その他既往の政府方針等	—																																																											

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A-a （一の都道府県内で調査業務を行う場合）</p> <p>C （複数の都道府県内で調査業務を行う場合）</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>複数の都道府県内で広域的に調査業務を行う指定調査機関の場合、その指定・監督を都道府県が行うとすると、事業者は調査を行うすべての都道府県から指定・監督を受けることとなる。指定調査機関が一の都道府県において、土壌汚染対策法第42条の取消要件に該当することとなった場合、当然に他の都道府県でも指定の取消を行う必要があるが、そういった情報に関し、都道府県間及び都道府県と国との間の連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分をすることが困難になることが予想され、例えば、他県において取消処分を受けた事業者が別の都道府県では指定を受け続けるような事態が生じてしまう可能性がある。また、事業者が各都道府県に指定の申請をすることとなると事業者に対して著しい負担を強いることとなる。</p> <p>従って、一の都道府県内で調査業務を行う場合は、地方公共団体に事務を移管。複数の都道府県内で調査業務を行う場合には、環境省において事務を行うこととする。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方環境事務所	No. 8			
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 3 号）第 25 条第 1 項に規定する申請等の経由に係る事務					
事務・権限の概要	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第 25 条第 1 項に規定する申請等の経由に係る事務					
予算の状況 （単位：百万円）	地方環境事務所一般会計人件費（関係職員に係るもの）45.5 百万円の内数 （北海道地方環境事務所 6.5 百万円、東北地方環境事務所 6.5 百万円、関東地方環境事務所 6.5 百万円、中部地方環境事務所 6.5 百万円、近畿地方環境事務所 6.5 百万円、中国四国地方環境事務所 6.5 百万円、九州地方環境事務所 6.5 百万円）					
関係職員数	環境対策課の当該事務担当官（ただし、職務の一部として実施）定員 7 名（北海道地方環境事務所 1 人、東北地方環境事務所 1 人、関東地方環境事務所 1 人、中部地方環境事務所 1 人、近畿地方環境事務所 1 人、中国四国地方環境事務所 1 人、九州地方環境事務所 1 人）の内数					
事務量（アウトプット）	○申請受付数					
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	全国	110	80	79	70	58
	北海道	2	5	10	9	8
	東北	6	8	14	6	8
	関東	32	26	24	25	16
	中部	7	6	4	10	3
	近畿	9	5	7	6	3
中国四国	32	14	12	8	15	
九州	22	16	8	6	5	
地方側の意見	地方公共団体に移管 「地方」（全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（p. 64）、平成 22 年 7 月 15 日）					
その他各方面の意見	—					
平成 21 年工程表における見直しの内容	—					
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">B</div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>○石綿健康被害救済法に基づく認定の申請については、同法施行規則第 25 条の規定に基づき、地方環境事務所を經由して、また、独立行政法人環境再生保全機構第 10 条の 2 第 1 項及び石綿健康被害救済法施行規則第 26 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が指定する者（各自治体の意向を聞き取り、各地の保健所の他、一部都道府県や政令市等を指定している）を經由して、環境再生保全機構に提出することができることとされている。</p> <p>○このうち、地方環境事務所が行う認定申請の受付・経由の事務については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済法は、国の責務で、行政的な石綿健康被害者の救済措置を講ずることとしたものであることから、その認定の申請の受け付けについても、まずは国の責務として行うべきであること。 ・申請者が迅速に救済（認定の可否の判断）を受けられるよう、申請者の便宜を第一義に考え、国・地方自治体を問わず、可能な限り幅広い行政窓口で認定申請を受け付けることが適切であること。 <p>から、引き続き、維持することが適当である。</p> <p>○地方環境事務所が認定申請を受け付けて經由するという制度を維持することを前提として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人環境再生保全機構第 10 条の 2 第 1 項及び石綿健康被害救済法施行規則第 26 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が指定する者として、より広く地方自治体や関係機関を指定することとするについては、積極的に協力させていただきたい。
<p>備考</p>	<p>施行規則第 26 条運用見直し</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方環境事務所	No. 9
出先機関名：地方環境事務所	

事務・権限移譲等検討シート（個票）	
事務・権限名	「循環型社会形成推進協議会」への参加
事務・権限の概要	<p><概要・出先機関が実施している具体的な業務内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進地域計画作成に当たっての協議会の設置の義務付けを廃止するとともに、交付手続を簡素化する。これらの措置を平成21年度から実施する。 ・循環型社会形成推進交付金の交付対象事業を実施しようとする市町村は循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。 ・環境省が定める「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」において、市町村は、地域計画の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議（以下「循環型社会形成推進協議会」という。）を開催することとされている。 ・市町村からの要請等があった場合には、地方環境事務所及び都道府県は「循環型社会形成推進協議会」に参加し、意見交換を行う。 <p><根拠法令・関係通知等></p> <p>「循環型社会推進形成交付金交付要綱」 「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウト プット）	—
地方側の意見	—
その他各方面の 意見	—
平成21年工程表 における見直し の内容	循環型社会形成推進地域計画作成に当たっての協議会の設置の義務付けを廃止するとともに、交付手続を簡素化する。これらの措置を平成21年度から実施する。
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	<p>交付要綱及び取扱要領を改正し、以下の措置を平成21年度から実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進地域計画作成に当たっての協議会の設置の義務付けを廃止した。 ・市町村からの要請等があった場合には、地方環境事務所及び都道府県は「循環型社会形成推進協議会」に参加し、意見交換を行うこととした。 ・廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるよう、交付手続を簡素化した。
その他既往の政 府方針等	—
検討結果（事 務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>平成21年度から実施済み。</p>
<div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">D</div>	

備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方環境事務所	No. 10
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	環境教育・環境保全活動の推進		
事務・権限の概要	<p>「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成 24 年 6 月 26 日閣議決定）において、「地方支分部局等では、環境教育等に関する情報の収集や提供を行うほか、事業を実施する際に民間団体等との協力を推進」と規定されており、地方環境事務所組織規則において環境対策課の所掌事務として「環境の保全に関する教育及び学習の振興に関する事務及び事業に関すること」とされている。</p> <p>これらに基づき、地方環境事務所においては、国民、民間団体、事業者等に対する環境教育・環境学習の振興が図られるよう、環境教育・環境学習において重要な役割を担う者への最新の知見の提供、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の国際動向や全国的な優良事例を共有する場の提供等を実施している。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	<p>・地方環境事務所一般会計人件費（関係職員に係るもの）45.5 百万円（北海道地方環境事務所 6.5 百万円、東北地方環境事務所 6.5 百万円、関東地方環境事務所 6.5 百万円、中部地方環境事務所 6.5 百万円、近畿地方環境事務所 6.5 百万円、中国四国地方環境事務所 6.5 百万円、九州地方環境事務所 6.5 百万円）の内数</p> <p>・環境教育推進事業費 5.5 百万円（北海道地方環境事務所 0.7 百万円、東北地方環境事務所 0.7 百万円、関東地方環境事務所 1 百万円、中部地方環境事務所 0.7 百万円、近畿地方環境事務所 1 百万円、中国四国地方環境事務所 0.7 百万円、九州地方環境事務所 0.7 百万円）</p>		
関係職員数	環境対策課の当該事務担当官（ただし、職務の一部として実施）定員 7 名（北海道地方環境事務所 1 人、東北地方環境事務所 1 人、関東地方環境事務所 1 人、中部地方環境事務所 1 人、近畿地方環境事務所 1 人、中国四国地方環境事務所 1 人、九州地方環境事務所 1 人）の内数		
事務量 （アウトプット）	—		
地方側の意見	—		
その他各方面 の意見	—		
平成 21 年工程表 における見直しの 内容	国の役割を、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的、モデル的なものに限定する。		
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成 24 年 6 月 26 日閣議決定）において、「地方支分部局等では、環境教育等に関する情報の収集や提供を行うほか、事業を実施する際に民間団体等との協力を推進」と規定。		
その他既往の政府			

方針等	
検討結果（事務・権限の区分） <div data-bbox="199 280 367 358" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">D</div>	（区分の理由等） 措置済み
備考	